

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：南アジア地域クロスボーダー物流促進情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】 (QCBS)

調達管理番号：22a00989

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.(2) 上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年6月21日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年6月21日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：南アジア地域クロスボーダー物流促進情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
(全費目課税)
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年9月～2024年6月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Miyake.Tatsuo@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
南アジア部南アジア第一課
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

| No | 項目 | 期限日時 |
|----|--------------------------|--------------------------|
| 1 | 配付依頼受付期限 | 2023年6月27日 12時 |
| 2 | 企画競争説明書に対する質問 | 2023年7月5日 12時 |
| 3 | 質問への回答 6月28日12時までの受領分 | 第1回 回答日 2023年7月3日 |
| 4 | 質問への回答 | 第2回（最終）回答日 2023年7月10日 |

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

| | | |
|----|--|---|
| 5 | プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼 | プロポーザル等の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午 まで |
| 6 | 本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日 | 2023 年 7 月 14 日 12 時 |
| 7 | プレゼンテーション | 行いません。 |
| 8 | プロポーザル審査結果の連絡 | 見積書開封日時の 2 営業日前まで |
| 9 | 見積書の開封 | 2023 年 7 月 31 日 13 時 30 分 |
| 10 | 評価結果の通知日 | 見積書開封日時から 1 営業日以内 |
| 11 | 技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く） | 評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp) |

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の 公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

| 当該項目の評価 | 評価点 |
|---|--------|
| 当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。 | 90%以上 |
| 当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。 | 80~90% |
| 当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。 | 70~80% |
| 当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。 | 60~70% |
| 当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。 | 40~60% |
| 当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみ | 40%以下 |

| | |
|---------------------------|--|
| をもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。 | |
|---------------------------|--|

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{①} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\text{②} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点 = (上限額×0.8) / N × 100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「南アジア地域クロスボーダー物流促進情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

南アジア地域は、アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカの8カ国から成る。人口約19億人（2021年、世界銀行（以下、「世銀」））を抱える同地域は経済規模4.43兆ドル（2022年、IMF）、経済成長率8%（2021年、世銀）と、堅調に経済成長を続けている。同地域は南アジア地域の域内連携を通じた更なる経済成長を目指し、Bangladesh–Bhutan–India–Nepal（以下、「BBIN」という。）Motor Vehicle Agreement（以下、「BBIN MVA」という。）やベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ（Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation、以下「BIMSTEC」という。）等の枠組みに基づく、経済回廊整備事業を通じた物流促進に取り組んでいる。

同地域のうち、世界第2位の約14億人の人口（2021、世銀）を擁するインドでは、人口増加・経済成長等を背景に、旅客・貨物交通量の増加が続いており（2018、インド道路交通省（以下、「MoRTH」）という。）、インド政府は国内の運輸部門を支える重要な輸送手段として、鉄道及び道路の整備を進めている。2017年には、全国的な経済回廊等の開発政策であるバラートマラ計画（The Bharatmala Pariyojana）を打ち出し、継続的に物流網整備を進めている。また、インド政府は陸上税関施設（Land Custom Station、以下「LCS」という。）での検疫や駐停車スペース等の容量逼迫による手続きの遅れが物流・人流へ及ぼす悪影響を緩和し、周辺国との交易を円滑に行うことを目的に、国境地点にて通関所（Integrated Check Post、以下「ICP」という。）の設置を進めている（9か所のICPを設置済みで、さらに14か所が開設予定）。国土の一部ないし全てを山に囲まれたバングラデシュ、ブータン、ネパール等の周辺国にとって、国境を共有するインドとのICPは輸出入の主要拠点であるため、かかるICPの設置・整備は、周辺国における経済発展の観点でも重要と考えられている。

中でも、隣国のバングラデシュとの間には4箇所のICPが設置されており、インド・西ベンガル州コルカタとバングラデシュ・首都ダッカをつなぐペトラポール（インド側）・ベナポール（バングラデシュ側）のICPにおける人の移動は直近2年間においては新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け19万人（2020-21、インド通関管理局、以下「LPAI」という。）、29万人（2021-22、LPAI）となっているものの、それ以前は年間約248万人（2019-20、LPAI）、年間輸出入取引額は約2,060億ルピー（2019-

2020、LPAI)、約 1,577 億ルピー (2020-21、LPAI)、約 2,940 億ルピー (2021-22、LPAI) と、共に南アジア地域最大規模を誇り、両国における交易の重要な拠点となっている。インド政府は北東部地域とバングラデシュ間の交易促進を目的として、2015 年にバングラデシュ政府との間で協力に係る覚書を締結しており、今後、インド北東部とバングラデシュで最大の港湾取扱量を誇るチョットグラム港や、円借款により支援中のマタバリ深海港等との間で、輸送時間の短縮化や物流の活性化が期待される。また、ブータン・ネパールは周辺を険しい山で囲まれた内陸国であり、現状インドのコルカタ港・ハルディア港を唯一の海へのルートとして物流網が形成されている。一方、ネパール及びブータン政府はバングラデシュ政府との間でチョットグラム港を含めた港湾の利活用について、首脳レベルで議論を交わす等、港湾利用の多角化を推し進めている。かかる状況を踏まえ、港湾へのアクセスを含めた他国との貿易を拡大したい内陸国のネパール及びブータンにとっては、インド・バングラデシュ間の ICP が非常に重要な拠点となり、域内貿易の活性化の観点からも同 ICP の整備は極めて重要な課題であるといえる。かかる状況を踏まえ、港湾へのアクセスを含めた他国との貿易を拡大したい内陸国のネパール及びブータンにとっては、インド・バングラデシュ間の ICP が非常に重要な拠点となり、域内貿易の活性化の観点からも同 ICP の整備は極めて重要な課題であるといえる。

一方で、国境インフラや制度面での整備の遅れによる物流の停滞が見られるなど、インド (特に北東部地域) 及びバングラデシュ、そして内陸国のブータン、ネパールとの円滑な物流網の構築には依然として複数の課題が存在する。具体的には、①物流インフラ (トラック等の駐車スペース、積荷を乗換えるヤードや ICT 等) の未整備、②制度面 (貨物を積載した自国側トラックに対し越境許可が出ず、国境で隣国側トラックへ貨物の積み替えが必要であること等) の未整備、③行政官のキャパシティの制約、④隣国とのインフラ面、制度面における差異 (新型コロナウイルスに係る水際対策、輸出入品の検査・承認基準等) による手続きの増加、⑤貿易に係る二国間 (インド - バングラデシュ貿易協定等) もしくは多国間の枠組み (WTO 貿易円滑化協定等) の批准及び実施状況の乖離等の課題が挙げられる。結果、書類審査等の手続きに時間を要し、物流が滞っている状況が見られる。

上記背景を踏まえ、本調査はインド (特に北東部地域) 及びバングラデシュ、そして内陸国のブータン、ネパールの国境を越えたクロスボーダー物流に係る既存計画・制度のレビューや課題分析、国際回廊に関する基礎情報の収集・整理等を実施し、特に円借款事業を想定した当該地域の国境における物流改善にかかる支援方針案や個別の協力プログラム／新規案件形成に向けた実施前提条件等の情報収集・分析を実施するものである。

第3条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、インド (特に北東部地域) とバングラデシュ、及び内陸国のブータン・ネパールの物流・ロジスティクスの政策・制度や取り組み、他援助機関の支援動向等を把握したうえで、課題を抽出、分析・整理する。この結果を踏まえ、支援対象国境を含めた合理的かつ現実的な改善策をソフト・ハードの両面で検討し、円借款事業を想定した支援方針案や個別の協力プログラム／新規案件の形成に向け必要な情報を取りまとめ、提案するもの。

(2) 調査の範囲

受注者は、上記「第3条(1) 調査の目的」を達成するために、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告書等を発注者に提出するものである。

第4条 調査実施方針及び留意事項

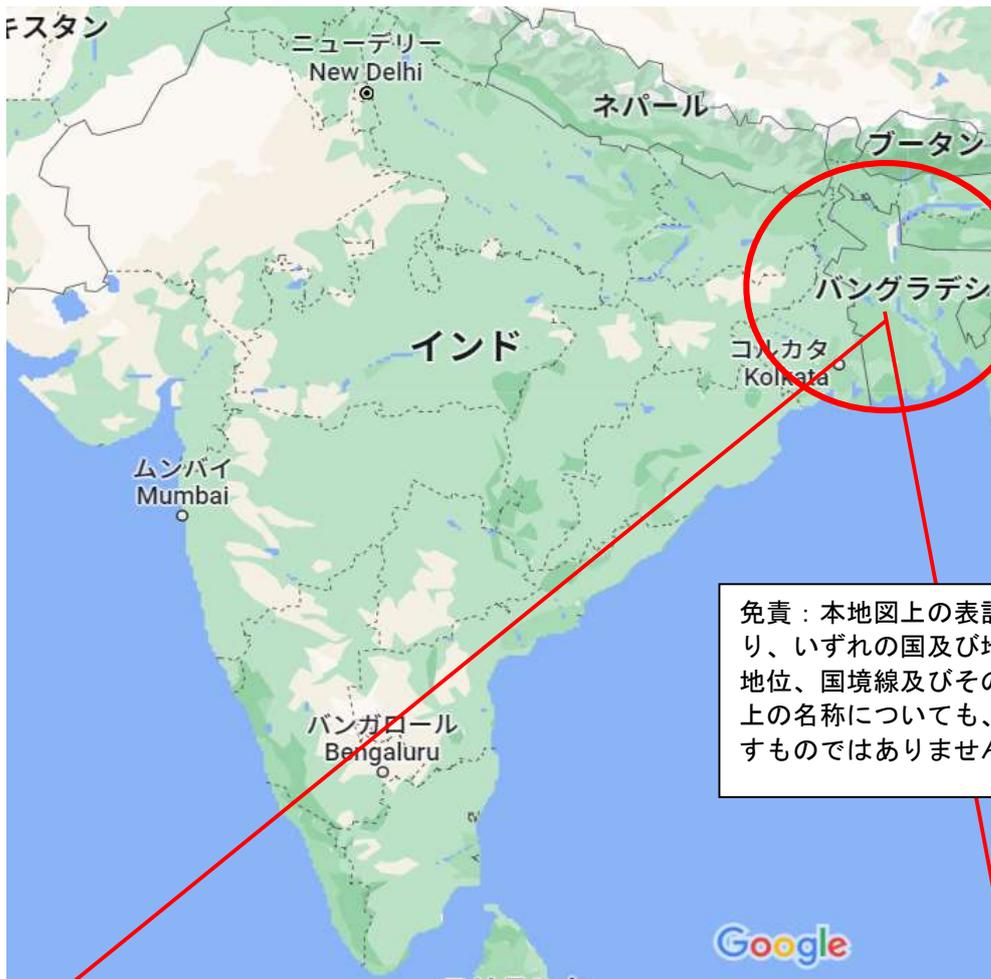
1. 対象地域

インド及び周辺国（主にバングラデシュ）間の主要物流網（特に、国境に位置するICP）。ただし、受注者による現地調査の主な対象は輸出入取引や人流の規模が大きく、内陸国（ブータン・ネパール）の物流ハブとなるインド・バングラデシュとし、ブータン及びネパールは再委託または特殊傭人での現地調査の実施を想定する²。中心となるICPは以下の通り。

- ペトラポール（インド）・ベナポール（バングラ）国境
- サブルーム（インド）・ラムガール（バングラ）国境
- ジャイガオン（インド）・プンツォリン（ブータン）国境（ICP 整備中）
- ジョグバニ（インド）・ビラトナガル（ネパール）国境

² 再委託または現地傭人によるブータン・ネパールでの現地調査に関し、現地での活動内容を含めプロポーザルにて提案すること。なお、バングラデシュでの現地調査は受注者による実施を想定するが、再委託または特殊傭人を活用することを可とする。この場合、現地での活動内容を含めプロポーザルにて提案すること。

【対象地地図】



免責：本地図上の表記は図示目的であり、いずれの国及び地域における、法的地位、国境線及びその画定、並びに地理上の名称についても、JICAの見解を示すものではありません。

ジョグバニ（インド）
ビラトナガル（ネパール）国境

ジャイガオン（インド）
プンツォリン（ブータン）国境
（ICP 整備中）

ペトラポール（インド）
ベナポール（バングラ）国境

サブルーム（インド）
ラムガール（バングラ）国境



2. 相手国対象機関

インド通関管理局（LPAI）を中心とするものの、インド中央政府で関税を主管する部局も対象機関とすることを想定。また、提案される案件内容の性質に鑑み、より相応しいと考える相手国対象機関がある場合は対象に含めることとする。

3. ヒアリング対象候補組織

本調査におけるヒアリング候補は以下の通り。³

【インド政府関係機関】

- ・ Land Port Authority of India (LPAI)
- ・ Ministry of Home Affairs (MHA)
- ・ Ministry of External Affairs (MEA)
- ・ Ministry of Road Transport and Highway (MoRTH)
- ・ Department for Promotion of Industry and Internal Trade (DPIIT)
- ・ Central Board of Indirect Taxes & Customs(CBITC), Department of Revenue, Ministry of Finance (MoF)
- ・ インド輸出入銀行他

【バングラデシュ政府関係機関】

- ・ National Board of Revenue (NBR)
- ・ Bangladesh Land Port Authority (BLPA)
- ・ Roads and Highways Department (RHD)他

【ブータン政府機関】

- ・ Road Safety and Transport Authority(RSTA), Ministry of Infrastructure and Transport (MoIT)
- ・ Department Of Trade (DoT), Ministry of Industry, Commerce and Employment (MoICE)
- ・ Department of Revenue and Customs (DRA), Ministry of Finance (MoF)
- ・ Department of Immigration (DoI), Ministry of Home Affairs (MoHA)
- ・ Royal Bhutan Police (RBP)
- ・ Bhutan Food and Drug Authority (BFDA), Ministry of Health (MoH)他

【ネパール政府機関】

- ・ Department of Customs, Ministry of Finance
- ・ Ministry of Physical Infrastructure and Transport
- ・ Ministry of Home Affairs
- ・ Ministry of Foreign Affairs
- ・ Ministry of Industry, Commerce and Supplies 他

³ 他に適切と思われるヒアリング対象候補組織がある場合はプロポーザルにて提案すること。

【他ドナー】

- ・ Asian Development Bank (アジア開発銀行、ADB)
- ・ World Bank (世界銀行、WB)
- ・ United Nations Development Programme (国連開発計画、UNDP)
- ・ World Customs Organization (世界税関機構、WCO)
- ・ United Nations Conference on Trade and Development (国連貿易開発会議、UNCTAD)
- ・ United States Agency for International Development (アメリカ合衆国国際開発庁、USAID)他

【その他】

- ・ インド日本商工会 (Japan Chamber of Commerce and Industry in India、JCCII)
- ・ コルカタ日本商工会 (The Japanese Association of Commerce and Industry in Calcutta、JACIC)
- ・ ダッカ日本商工会(Japanese Commerce & Industry Association in Dhaka、JCIAD)
- ・ バングラデシュ商工会 (The Bengal Chamber of Commerce and Industry、BCCI)
- ・ インド商工会議所 (Federation of Indian Chambers of Commerce & Industry、FICCI)
- ・ 在ネパール日本人会商工部会(JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE IN NEPAL、JCCN)
- ・ ネパール商工会 (Federation of Nepalese Chambers of Commerce & Industry、FNCCI)
- ・ ブータン商工会 (Bhutan Chamber of Commerce & Industry、BCCI)
- ・ ブータン食品公社 (Food Cooperation of Bhutan Limited、FCBL)
- ・ ブータン輸出者機構 (Bhutan Exporters Association、BEA)
- ・ 日本貿易振興機構 (Japan External Trade Organization、JETRO)
- ・ 本邦企業
- ・ 物流事業者 (日系含む)

4. 調査方針

(1) 新規案件検討

インド（特に北東部地域）とバングラデシュ、及び内陸国のブータン・ネパールの物流・ロジスティクスの政策・制度や取り組み、他援助機関の支援動向等を把握したうえで、課題を抽出、分析・整理する。この結果を踏まえ、支援対象国境を含めた合理的かつ現実的な改善策をソフト・ハードの両面で検討し、円借款事業を想定した支援方針案や個別の協力プログラム／新規案件の形成に向け必要な情報を取りまとめ、調査結果として提案する。

(2) 調査対象モードについて

本調査では、交通モードのうち、陸上交通（道路）を調査対象とする。なお、本調査では港湾インフラは調査対象に含めないが、インフラ開発の観点から、陸上交通の結節点となる港湾へのアクセス道路、及び港湾物流、港湾における貿易手続き上のボトルネックへの対応策は、調査対象に含めることとする。なお、渡航にあたっては、事前に治安状況を確認し、最新の治安情報を把握する。

(3) 既存資料・データの有効活用

発注者が実施した「南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善にかかる情報収集・確認調査」（2014年）や「南アジア地域クロスボーダー協力（海運）情報収集・確認調査」報告書（2016年）、JETROが実施した「インドにおける物流実態調査」（2022年）、世銀、ADB等が発表している調査報告、各国税関や関連省庁が公表または保持しているデータ（国境、ICPを越える貨物（車両台数、量、品目等）にかかる統計等）に関する統計データについては包括的にレビューし、体系的に取りまとめた上で、本調査に活用する。

(4) 類似地域・事例からの経験・教訓の活用

アフリカ地域では南アジア地域に先行してワンストップ・ボーダーポスト（OSBP、内陸国境を越境する際に両国それぞれで行われていた手続きを1か所で行えるようにすること）等の運用化が進められており、人やモノの効率的な移動を可能にする取り組みを推進している。東南アジア地域ではASEANシングルウィンドウ（ASW、通関申告書の統一等の輸出入手続きの一元化による通関手続き簡素化）の利用が進められ、自動審査処理・申告納税の通関システムの導入等による、越境時の遅滞性の改善が図られている。このような活動についても詳細や関連機関との連携状況を確認・分析し、南アジア地域におけるクロスボーダー物流システムの改善策として活用可能な経験・教訓等を取りまとめる⁴。

(5) 他援助機関の既往事業の知見の活用

世銀、ADB等の他援助機関は南アジア地域において、クロスボーダー物流改善のための支援を実施している。同地域でのクロスボーダー物流改善事業実施にかかる適正技術や関連組織の管理能力、現状・課題等の知見を蓄積しているため、調査に際しては同機関への事業実施・契約管理にかかる状況、実施機関の能力等についてヒアリング・意見交換を実施し、将来的な事業形成の参考となる点を取りまとめる。特に、ADBが支援する南アジア準地域経済協力（South Asia Subregional Economic Cooperation、以下「SASEC」という。）の場を通じた案件形成、実施等の取り組みが進んでおり、JICAによる支援方針案・個別の協力プログラム／新規案件の提案に際しては、その動向を十分に勘案する。

(6) イノベーション及びデジタル技術活用の積極検討

現在、南アジア地域国境における越境手続きでは、物流インフラ、制度や行政官のキャパシティが不足していることにより積み荷の載せ替えや書類の作成・確認等に時間を要しており、ICPにおける輸出入品運搬の停滞が課題となっている。他方、上述のアフリカ地域 OSBP や東南アジア地域 ASW 等では、実際に自動審査処理・申告納税の通関システムの導入等のデジタル技術を活用した手続きの簡素化により、輸出入品運

⁴ OSBP、ASW 以外にも詳細の確認・分析が推奨される類似地域・事例等があればプロポーザルにて提案すること。

搬の迅速化が図られていることから、現在南アジア地域の各通関施設で実施されている手続きのデジタル化は、クロスボーダー物流の状況改善を目指すうえで必須の事項である。このような状況を踏まえ、日本及び第三国における通関システムの効率化、迅速化に資する適切な技術の活用を検討し、同地域における越境手続きを簡素化するための最適なメカニズムの提案を行う。同分野においては発注者の既往事業のほか、USAID、世銀、EU、ADBをはじめ、多くの援助機関が協力を実施しており、他援助機関の事業実施・監理メカニズム、特にデジタル技術やデータの利活用を通じた（デジタルトランスフォーメーション：DX）の推進可能性について情報収集・分析を行う。なお、システム・技術の提案にあたっては、NACCS等の通関システムや Tradewaltz（ブロックチェーンを活用した貿易情報連携プラットフォーム）等の情報連携基盤プラットフォームの導入可否を含め、日本の技術で適用可能なものについては積極的な提案を期待する。

（7） 政治・外交的な含意の分析

クロスボーダー開発の計画に際しては、一国内のそれに比べ、各国間の政治的・外交的背景や方針の違いにより慎重な検討が求められる。したがって、各国のクロスボーダー開発に関するこれまでの取り組み、姿勢、ニーズに十分留意し、事業実施にあたっての制約や課題を分析する。

第5条 調査の内容

（1） 本調査の内容

本調査は、インド（特に北東部地域）とバングラデシュ、及び内陸国のブータン、ネパールの国境を越えたクロスボーダー物流に係る既存計画・制度のレビューや課題分析、国際回廊に関する基礎情報の収集・整理等を実施し、円借款事業を想定した当該地域の国境（特にインド北東部地域及びバングラデシュ間、またはコルカタ及びダッカ間を中心とするが、調査結果により支援対象国境については調整する）における物流改善にかかる支援方針案や個別の協力プログラム／新規案件の形成に向けた実施前提条件等の情報収集・分析を実施するもの。

（2） 調査項目

① 既存計画・制度レビュー

- ・ 各国政府が掲げるセクター開発計画（交通・物流インフラ、同セクターにおけるデータ/デジタル技術活用方針）、及び同計画内における対象回廊の位置づけの分析・整理
- ・ インド政府が掲げる北東部地域開発計画における交通・物流インフラへの問題意識、支援方針等の分析・整理
- ・ 南アジア地域内連結性強化に係る計画及び政策の分析・整理
- ・ 各国政府が掲げるクロスボーダー物流に関連する政策・制度の分析・整理（個人情報を含むデータの越境移転等に関する法規制を含む）
- ・ ステークホルダー分析（対象国政府機関、他援助機関や民間企業等の動向等）
- ・ 対象国政府、他援助機関、民間企業、シンクタンク、発注者が実施したクロスボーダー物流に関する既往調査報告書の分析・整理

- ・ インド及び周辺国の連結性（道路）に係る案件関連情報リスト及び地図の作成⁵
 - ー JICA が協力した/協力中の道路案件の関連情報に加え、主要他ドナー（ADB、世銀等）の協力についても 情報収集のうえ、上記に反映すること。なお、同地図及びリストはインセプションレポートに含め提出すること。
- ② 対象回廊（特にインド北東部地域及びバングラデシュ間、またはコルカタ及びダッカ間）でのベースライン情報収集と将来需要予測
 - ・ 対象となる回廊における交通・物流の現状分析（道路ネットワークの現状・交通量・品目や季節毎の流通量、倉庫等の物流インフラ分析、運送事業者分析等）
 - ・ 単位期間あたりの最大物流容量の分析
 - ・ 通関手続き詳細や手続きに要するコスト・時間
 - ・ チョットグラム港拡張やマタバリ港開発等関連開発計画の物流需要への影響分析
 - ・ 対象回廊を活用した各国の貿易動向分析
- ③ 物流インフラ面の課題分析
 - ・ 対象回廊（特にインド北東部地域及びバングラデシュ間、またはコルカタ及びダッカ間）のインフラ整備状況（電力、情報通信インフラを含む）
 - ・ 物流インフラの需給ギャップ分析
 - ・ コスト面・時間面におけるボトルネック分析
 - ・ 企業ヒアリング（現地運送事業者・工業団地入居企業・日系商工会等）
 - ・ 物流に係るコスト分析
 - ・ 既存 ICP の施設・機材の分析（キャパシティ、メーカー、使用年数、耐用年数等）
- ④ 税関面の課題分析
 - ・ 関税・通関に関する法制度・規則
 - ・ 通関手続きに係る諸手続きフロー（JETRO/本邦企業への聞き取り含む）
 - ・ 税関へ提出が必要な書類の数と種類
 - ・ 実施体制と処理能力（書類審査率や検査率等）分析（システムの導入状況含む）
 - ・ 関連施設・システム分析（一時保管庫・軸重計・データ管理システム）
 - ・ 各国政府が掲げるセクター開発計画（交通・物流インフラ）や貿易動向を踏まえた必要越境手続き、及び税関当局業務の範囲・責任に関する整理・分析
- ⑤ 課題分析を踏まえた支援方針案・個別の協力プログラム／新規案件の提案
 - ・ 課題分析を踏まえた支援方針案・個別の協力プログラム／新規案件を提案する（特にインド北東部地域及びバングラデシュ間、またはコルカタ及びダッカ間を中心とするが、調査結果により支援対象国境については調整する）

⁵ インド及び周辺国の連結性を確認するとともに、適切な支援国境を分析するため、同地域における接続道路所在地及び JICA 支援道路、他ドナー支援道路等の概況につき、JICA が所有する地図（別添）上にアップデートする作業を想定。「道路交通・物流計画」の業務従事者が対応する想定だが、他に適した業務従事者がいればプロポーザルにて提案すること。

- ・ 支援方針案・個別の協カプログラム／新規案件としては、国境のクロスボーダー物流施設に関するハード・ソフト面での支援のみならず、クロスボーダー物流施設へ接続する道路インフラ等の改善、物流網を改善するうえで必要と考えられる事項を提案すること。
- ・ また、特定 ICP をサンドボックスとして、技術的・ビジネス実務的に最適なデータの共有方法等を試行し、それをふまえて法規制・ルール等の改善を提案する事業の形成等、革新的かつ柔軟なアイデアの提案も期待する。

なお、調査項目については、今後のインド政府との協議の結果、修正の可能性あり。

第6条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数は発注者へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途受注者が準備するものとする。

(1) 調査報告書

- 1) インセプション・レポート (IC/R) ※インド及び周辺国の連結性（道路）に係る案件関連情報リスト及び地図の作成を含む。

提出時期：2023年9月29日

部数：電子データのみ（日本語・英語）

- 2) インテリム・レポート (IT/R)

提出時期：2023年12月28日

部数：電子データのみ（日本語・英語）

- 3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R) （簡易製本）

提出時期：2024年2月9日

部数：和文2部、英語5部、CD-R2部（日本語1部、英語1部）

- 4) ファイナル・レポート (F/R) （製本）

提出時期：2024年6月7日

部数：和文4部、英文7部、CD-R4部（日本語2部、英語2部）

注）報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(2) その他の報告書類

- 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：電子データのみ（日本語）

2) その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。

提出時期：報告の都度、及び F/R 提出時にまとめて提出。

部数：報告時は必要部数、F/R 提出時は F/R に添付もしくは別添とする。

3) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部数：F/R 提出時は F/R に添付もしくは別添とする。

(3) 報告書の仕様

ドラフト・ファイナル・レポートについては簡易製本、ファイナル・レポートについては製本したものを提出すること。それ以外の報告書については原則として電子データのみを作成することとする。なお、各種報告書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の印刷仕様・電子仕様を参照すること。

(4) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で提出すること。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- 2) 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- 3) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、発注者が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

別紙 1：プロポーザルに特に具体的な提案を求める事項

別添：連結性地図

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

| No | 提案を求める内容 | 特記仕様書案での該当条項 |
|----|---|---|
| 1 | 再委託または現地傭人によるブータン・ネパール及びバングラデシュでの現地調査に関する活動内容 | 第4条 調査実施方針及び留意事項 1. 対象地域 |
| 2 | 適切と思われるヒアリング対象候補組織 | 第4条 調査実施方針及び留意事項 3. ヒアリング対象候補組織 |
| 3 | OSBP、ASW以外に詳細の確認・分析が推奨される類似地域・事例 | 第4条 調査実施方針及び留意事項 4. 調査方針 (4) 類似地域・事例からの経験・教訓の活用 |
| 4 | 「インド及び周辺国の連結性に係る地図の作成」を担う業務従事者 | 第5条 調査の内容 (2) 調査項目 ①既存計画・制度レビュー |

連結性地図



第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：クロスボーダー物流にかかる各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／貿易・産業政策（2号）
- 道路交通・物流計画（3号）
- 税関・通関制度、通関システム（3号）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10.0 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者/貿易・産業政策）】

- ① 類似業務経験の分野：貿易・産業政策にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：インド国及びそのほか途上国地域（クロスボーダー物流かかる業務経験があればなお良し）
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：道路交通・物流計画】

- ① 類似業務経験の分野：道路交通・物流計画にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：インド国及びそのほか途上国地域（国境付近における業務経験があればなお良し）
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：税関・通関制度、通関システム】

- ① 類似業務経験の分野：税関・通関制度、通関システムにかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価なし
- ③ 語学能力：評価なし

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本調査は 2023 年 9 月上旬に開始し、最終的に調査結果及び提言を取りまとめたファイナル・レポートを 2024 年 6 月 8 日に提出する。なお、作業工程に係る合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

| 時期 項目 | 2023 年 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 2024 年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|-------------|-----------------|-----|-----|-----------|-------------|-----------|----|----|----|----------|
| 国内事前準備 | | | | | | | | | | |
| 第1次 国内調査 | | | | | | | | | | |
| 第1次 現地調査 | | | | | | | | | | |
| 第2次 国内調査 | | | | | | | | | | |
| 第2次 現地調査 | | | | | | | | | | |
| 最終国内作業 | | | | | | | | | | |
| 報告書 提出 | △ IC/R | | | △ IT/R | | △ DF/R | | | | △ F/R |

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 17.0 人月（現地：10.0 人月、国内：7.0 人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/貿易・産業政策（2号）
- ② 道路交通・物流計画（3号）
- ③ 道路交通施設・国境施設
- ④ 税関・通関制度、通関システム（3号）
- ⑤ 貨物流動分析
- ⑥ デジタル技術・DX 推進

3) 渡航回数を目途

全 16 回（貨物流動分析、デジタル技術・DX 推進は 2 回、その他の業務従事者は 3 回を想定）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン等）への再委託を認めます。

- ネパール及びブータン（バングラデシュは状況に応じて）での現地踏査業務（例：企業ヒアリングの実施、インフラ整備状況、既存 ICP の施設・機材、通関手続きに係る諸手続きフロー、税関へ提出が必要な書類の数と種類、税関の実施体制と処理能力、関連施設・システムの確認等）⁶

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「国際貿易環境の変化に対応した税関機能強化に係る情報収集・確認調査」（JICA、2021 年）

3) 公開資料

- 「南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善にかかる情報収集・確認調査」報告書（JICA、2014 年）：[南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査 最終報告書. - \(jica.go.jp\)](https://openjicareport.jica.go.jp/700/700/700_100_12148755.html)
https://openjicareport.jica.go.jp/700/700/700_100_12148755.html

⁶ COVID-19 の状況や、業務内容及び業務工程を考慮した上で、現地再委託や現地傭人の配置が効率的と判断される業務や、より適切な要員計画がある場合はプロポーザルにて提案することを認める。

- 「南アジア地域クロスボーダー協力（海運）情報収集・確認調査」報告書（JICA、2016年）：[南アジア地域 クロスボーダー協力\(海運\)情報収集・確認調査最終報告書. - \(jica.go.jp\)](https://openjicareport.jica.go.jp/728/728/728_100_12251971.html)
https://openjicareport.jica.go.jp/728/728/728_100_12251971.html
- 「インドにおける物流実態調査」（JETRO、2022年）：[インドにおける物流実態調査（2022年2月） | 調査レポート - 国・地域別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](https://www.jetro.go.jp/world/reports/2022/02/41a0e1ebd94dd617.html)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2022/02/41a0e1ebd94dd617.html>
- BIMSTEC Trade Facilitation Strategic Framework 2030 (ADB、2022年)：[BIMSTEC Trade Facilitation Strategic Framework 2030 | Asian Development Bank \(adb.org\)](https://www.adb.org/publications/bimstec-trade-facilitation-strategic-framework-2030)
<https://www.adb.org/publications/bimstec-trade-facilitation-strategic-framework-2030>
- The Web of Transport Corridors In South Asia (ADB、UK aid、JICA、世銀、2018)：openjicareport.jica.go.jp/pdf/12302444.pdf
- 「Multimodal Connectivity for Shared Prosperity Toward Facilitating Trade in the BBIN Subregion」 CUTS International, 2023：
https://www.cuts-citee.org/pdf/report_multimodal_connectivity_for_shared_prosperity.pdf

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

| | 便宜供与内容 | |
|---|-------------|---|
| 1 | カウンターパートの配置 | 無 |
| 2 | 通訳の配置 | 無 |
| 3 | 執務スペース | 無 |
| 4 | 家具（机・椅子・棚等） | 無 |
| 5 | 事務機器（コピー機等） | 無 |
| 6 | Wi-Fi | 無 |

必要なアポイントメントの取付は、原則受注者が行うことを前提とするが、本調査実施にあたり、発注者から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するなど、円滑な調査実施のための支援を行う。

（6）安全管理

1) 治安状況の確認

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、バングラデシュ事務所、ブータン事務所、ネパール事務所、在インド日本大使館、在バングラデシュ日本大使館、在ネパール日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対す

る協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特にサイト視察等に伴う移動や地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

(ア) 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前に発注者に提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに発注者に報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更に際しては JICA 事務所にも報告すること。

インド渡航について

(イ) インドに渡航・滞在する際には、上記(ア)と併せて、所定の書式に業務従事者別に滞在先、移動手段等を記載し、JICA インド事務所に次週の予定を毎週水曜までに送付すること。なお、書式に変更がある場合は発注者の指示に従うこと。

(ウ) インドでの現地での調査実施にあたっては JICA インド事務所、在インド日本大使館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従い、地方部において現地調査を実施する場合は、調査実施の 2 週間前までに JICA インド事務所に行程案を提出し、承認を得ること。

(エ) 本調査の中心となるペトラポール（インド）・ベナポール（バングラデシュ）国境、サブルーム（インド）・ラムガール（バングラデシュ）国境、ジャイガオン（インド）・プンツォリン（ブータン）国境においては、現時点で外務省及び JICA から渡航に渡航制限が出ている地域ではないものの、不測の事態に備え随時治安情報の収集に努めるとともに、必要な手続きをとること。各種安全対策措置については、契約締結後、発注者が提供する「JICA 安全対策措置」で確認すること。また、当該地域への派遣前に、必要に応じ JICA 本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。

(オ) ジョグバニ（インド）・ビラトナガル（ネパール）国境については、インド側のビハール州ジョグバニが外務省危険情報レベル 2 地域、JICA 安全対策措置上の安全管理部長承認地域（ビハール州農村地域）に該当するため、受注者、現地再委託または現地傭人の渡航に当たっては事前に受注者へ相談するとともに、必要な承認を得ること。

バングラデシュ渡航について

(カ) バングラデシュへ渡航の際は、必ず以下の事項を行うとともに、関係者の渡航計画や業務実施状況を JICA 所定の書式を用い、渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に提出し、JICA の承認を得ること。

<業務渡航の条件（事前準備）>

- 渡航前に「海外安全対策ハンドブック」及び「バングラデシュ国安全対策マニュアル」を熟読する。
- JICA 事務所による安全ブリーフィングを受講する。
- 渡航前に JICA 事務所に申請の上、JICA 事務所が管理する安全情報メーリングリスト及び SMS 配信リストへの登録を行う。
- 渡航前に、安全対策研修（Web 版等）を受講する。
- 渡航・滞在時点での最新の行動規範を遵守する。
- 宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。それ以外の場合であっても、最新の治安

情勢や空港からの（または空港までの）移動経路の安全状況の事前確認、
渡航の優先度等を踏まえる。

<現地での行動>

- ホテルに宿泊する場合は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテルとする。ホテル以外（借上アパート等）に関しては、利用前に必要な安全対策措置を講じ、JICA 事務所の承認を得る。
- 外勤は、勤務先や訪問先及びその周辺地域の安全状況を踏まえて、要すれば JICA 事務所または配属機関等が手配する警護付き車両での移動等、必要な安全対策措置を講じることを条件に実施する。継続的に勤務する配属機関等については、JICA 事務所による安全対策確認調査を受ける。
- 国内出張は、必要な安全対策措置を講じることを前提とし、JICA 事務所が事前に計画を確認したものについて実施を認める。日没後の都市間移動は避ける。
- 業務外で都市間移動が伴う行動の場合、JICA 事務所に事前に承認を得ること。
- 短期間の出張者については、毎日夕刻、代表者から JICA 事務所オペレーション・ルームに安全確認の連絡を SMS/電話で入れる。
- 日頃から行動パターン（通勤/移動時間、使用する道路や施設）を固定せず、ロープロファイルを旨とし、用心を怠らず、狙われにくくする。
- 十分充電した携帯電話を携行し、宿泊先においても常時連絡が取れる状態を必ず維持する。
- 車両乗降時は、可能な限り住居・JICA 事務所等の敷地内等周囲から見えにくい場所で乗降するとともに、周囲に気を配り、不審者・不審車両（バイク含む）が近づいていないことを確認する。車両乗車中は扉を施錠し、後方から追尾してくる不審車両がないか注意を払う。
- 空港においては出発/到着ロビー等、制限区域外の滞在時間を必要最小限とする。
- 単独行動を極力控える。
- イスラム教その他の宗教記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日の午後、ラマダン期間中の金曜日、政治的記念日、その他リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- 服装に関しては、肌の露出等を控え、目立たないようにする。

ダッカ市内 <全般>

- 行動エリアは、オールドダッカ及び旧刑務所周辺を除く地域とする。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- 日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- リキシャ・CNG の利用はバリダラ地区のみ可とする。公共バス・鉄道の利用は不可とする。

<夜間>

- 業務外の夜間（日没後）の行動は、バリダラ、ボナニ、グルシャン及び JICA 事務所が利用を認めたホテルのみ可とする。
- 夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。

- 夜間（日没後）の移動は車両とする（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）。但し、夜間の徒歩移動は、バリダラ、ボナニ、グルシャンの3地区に限り、15分程度のみ可とする。
- ダッカ市内以外の全土（チッタゴン丘陵地帯を除く）

<全般>

- 行動エリアは、滞在都市内の地域とする（但し、ロヒンギヤ避難民キャンプ地域への訪問は不可）。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- 日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- リキシャ・CNG・公共バス・鉄道の利用は不可とする。

<夜間>

- 夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
 - 夜間の移動は車両とする。（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可） チョットグラム丘陵地帯（カグラチャリ県、ランガマティ県、バンドルボン県）
 - 当該地区への常設執務室の設置は不可とする。
 - 18時以降の業務については、必要な安全対策措置が講じられているとJICA事務所長が判断する場合には、これを認める。
 - 移動は車両とする。（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道・タクシー（四輪）・配車サービス（四輪）は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）は可）
 - 夜間の行動範囲は、JICA事務所が宿泊利用を認めたホテル内とすること。
- (キ) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積とすること。
- (ク) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。

渡航全体について

- (ケ) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

2) 行動規制

- (ア) 活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行させること。
- (イ) 移動にあたっては原則、手配車両を使用し、公共交通機関等は避けること。
- (ウ) 必要に応じ、JICA インド事務所、バングラデシュ事務所、ブータン事務所、ネパール事務所より地元警察等の警護を依頼することがあるため、その際は警察と同行を共にすること。（警護手配に係る費用は発注者が負担する）

- (エ) 都市間及びサイト視察は、基本的に日中のみとし、早朝・夜間の移動は禁止する。
- (オ) 山岳地域に渡航する際は、可能な限り雨期の渡航を避けるとともに、天候については最新の情報を収集し、状況を見て移動の可否（車両、航空機含む）を判断すること。

3) 通信手段

- (ア) 各都市間の陸路移動、及び各都市と周辺部との陸路移動の際は、現地で利用可能な携帯電話を携行する。
- (イ) 事前にカウンターパート等現地受入機関担当者の氏名及び携帯番号等連絡先を入手し、事務所に報告する。

4) 安全な宿舎の手配

在インド日本大使館、在バングラデシュ日本大使館、JICA インド事務所、バングラデシュ事務所等からの意見も参考に、渡航の事前に安全な宿舎を確保すること。

5) インド地図の扱い

複数国が領有権を主張するカシミール地域及びアルナーチャル・プラデシュ地域（以下、「AP 地域」）を含む地図の取扱いには細心の注意を払い、報告書・成果品等において、インド及びパキスタンについては国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適當な場合には、発注者と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。また、MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。なお、以下の方針は国際情勢の変化等に鑑み、変更の可能性がある。

- A) 国連地図 を複製使用する。ただし、使用の際に、地図から国連の名前及び地図に付与されている参照番号を削除し、そのうえで、「本地図は国連作成地図を加工した。」または“*This map is developed based on UN map*”等と付し、国連の地図を加工していることを明確にする（国連の名前及び地図に付与される参照番号を削除せず使用する場合は、国連の使用許諾を得る必要があるため。詳細は国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン を参照）。
- B) 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール地域及び AP 地域）については、配色等でどの国の領土であるかを示さない（上記 A）の国連地図と同様の対応）。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により、議論のある地域を覆う工夫を加える。
- C) 各国が主張する国境及び実効支配線を点線で表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール地域及び AP 地域）については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。

上記 A～C に記載の地図を使用する場合には、以下の免責条項を記載する。地図の出典も合わせて記載する。なお、パワーポイント等においても免責条項を省略せず明記する。

【免責条項】免責：本地図上の表記は図示目的であり、いずれの国及び地域における、法的地位、国境線及びその画定、並びに地理上の名称についても、JICA の見解を示すものではありません。

Disclaimer: This map is only for illustrative purposes and does not imply any opinion of JICA on the legal status of any country or territory, the borderline of any country or territory or its demarcation, or the geographic names.

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

93,194,000円（税抜）

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**

(4) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICA の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒デリー⇒東京（JAL/ANA/エア・インディア）

東京⇒バンコク⇒デリー⇒バンコク⇒東京（JAL/ANA/タイ航空）

東京⇒バンコク⇒ダッカ（タイ国際航空）

東京⇒バンコク（ANA/JAL）⇒ティンブー（Druk Air）

東京⇄ドーハ⇄カトマンズ（カタール航空）

東京⇄バンコク⇄カトマンズ（タイ航空）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 配点 | |
|--|-------------|-------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10) | |
| (1) 類似業務の経験 | (6) | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | (4) | |
| ア) 各種支援体制 (本邦/現地) | 3 | |
| イ) ワークライフバランス認定 | 1 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (40) | |
| (1) 業務実施の基本方針的確性 | 16 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 18 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 6 | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (50) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 | (26) | |
| | 業務主任者のみ | 業務管理グループ |
| ① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/貿易・産業政策</u> | (26) | (11) |
| ア) 類似業務の経験 | 10 | 4 |
| イ) 対象国・地域での業務経験 | 3 | 1 |
| ウ) 語学力 | 4 | 2 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 5 | 2 |
| オ) その他学位、資格等 | 4 | 2 |
| ② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/○○○○</u> | (-) | (11) |
| ア) 類似業務の経験 | - | 4 |
| イ) 対象国・地域での業務経験 | - | 1 |
| ウ) 語学力 | - | 2 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | - | 2 |
| オ) その他学位、資格等 | - | 2 |
| ③ 業務管理体制、プレゼンテーション | (-) | (4) |
| ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション | - | - |
| イ) 業務管理体制 | - | 4 |
| (2) 業務従事者の経験・能力: <u>道路交通・物流計画</u> | (12) | |
| ア) 類似業務の経験 | 6 | |
| イ) 対象国・地域での業務経験 | 1 | |
| ウ) 語学力 | 2 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力: <u>税関・通関制度、通関システム</u> | (12) | |
| ア) 類似業務の経験 | 8 | |
| イ) 対象国・地域での業務経験 | 0 | |
| ウ) 語学力 | 0 | |
| エ) その他学位、資格等 | 4 | |